

施設利用心得

産業教育班（産業技術教育センター）は、教育関係職員及び専門高等学校の生徒等が、産業教育に関する先端技術装置及び高度情報機器の研修や実習をするために設置された公共の施設です。

総合教育センターでの実習は、学校における教育活動の一環として行われるものです。下記の事項を遵守し、有意義な実習を行い、十分な成果をあげるように期待しております。

記

1. 靴は、玄関でスリッパに履き替えること。
2. 服装は、学校で指定された制服を着用すること。
3. 実習中は、所定の名札を常時つけておくこと。
4. 貴重品は、各自で保管すること。
5. 全日程が終了するまで、総合教育センターから外部に出ないこと。
6. 総合教育センターから外部に出る場合は、必ず引率の先生の許可を受けること。
7. 昼食、湯茶等は各自用意し、食後の後始末はきちんとすること。
8. 産業教育棟内の機器は、指示されたものについてのみ使用すること。
9. 機器の操作の際、異常が生じた時は直ちに本班職員または引率の先生に連絡すること。
10. 実習が終了したら、講義室、各実習室の整理、整頓をし、借用した物は責任をもって返却すること。
11. 事故や傷病が発生した場合には、直ちに本班職員または引率の先生に連絡すること。